

公益社団法人 小江戸川越観光協会 役員選考規程

平成 26 年 4 月 24 日理事会議決

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人小江戸川越観光協会の理事並びに監事(以下「役員」という。)の選考について、必要事項を定める。

(選任)

第2条 本会の役員は、定款の定めにより総会で選任する。

(選考委員会)

第3条 役員候補者の選考のため役員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、会長及び運営委員会委員の内より会長が指名したものをもちて組織する。

3 選考委員の人数は11名以内とする。

4 選考委員の任期は、当該役員の選任を行う総会終了までとする。

5 選考委員会には、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。

(会議)

第4条 選考委員会の議長は、委員長とする。

2 選考委員会は、選考委員現在数の2分の1以上出席しなければ議決することができない。ただし選考委員会に出席できない委員は、書面または代理人によって表決権を行使することができる。

(役員選考)

第5条 理事候補者については、別表に定める関係団体等から推薦されたもの、会員からの立候補者の内から選考するものとする。但し、再任を妨げない。

2 監事候補者については、川越税理士会が推薦する税理士1名、残りを別表に定める関係団体等から推薦された者、会員からの立候補者の内から選考するものとする。但し、再任を妨げない。

3 選考委員会は、各団体からの役員候補者推薦書、会員からの立候補届出書及び添付資料に基づき審査し、適任者を選考するものとする。なお、選考にあたっては特定業種に偏らないよう十分配慮するものとする。

(役員立候補)

第6条 新たに役員に立候補する者は、指定された期日までに立候補届出書及び次の添付書類を添えて観光協会事務所へ届け出るものとする。再任の場合は、役員就任承諾書を届け出るものとし、添付書類は省略できるものとする。

添付資料 1) 会員5名以上連記の推薦書(重複推薦は認めないものとする。)

2) 立候補者の履歴書

3) 立候補理由と小江戸川越の観光と観光協会に対する将来展望

2 推薦及び立候補者の総数が定足数に満たない場合は、選考委員会が適任者を指名することができるものとする。

(関係団体等からの推薦)

第7条 関係団体等からの推薦による候補者については、役員候補者推薦書と役員就任承諾書及び履歴書を指定の期日までに観光協会事務所へ提出するものとする。但し、現任者を再推薦する場合は履歴書を省略出来るものとする。

(報告)

第8条 選考委員長は、役員候補者の選考結果を会長に報告し、会長は理事会の承認を得た上、総会に提出する。

(役員の補充)

第9条 任期期間中に役員が欠け、定足数を割る場合又は見込みが出た場合には、直近の総会に役員の補充案件を提出する。この場合には、選考委員会を組織せず、正副会長が適任者を指名し理事会の承認を得て総会で選任を得るものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決により定めるものとする。

附則 この規程は、理事会の決議があった日から施行する。

第5条関係 関係団体等理事候補者推薦枠

No	団体名	摘要
1	川越市	行政関係
2	川越商工会議所	商業工業関係
3	JAいるま野	農業関係
4	川越市商店街連合会	商業関係
5	川越東部工業会協同組合	工業関係
6	協同組合川越バンテアン	卸売業関係
7	社団法人川越青年会議所	商業工業関係
8	大口会員	
	計	